

道路維持管理業務委託特記仕様書

第1章 適用範囲

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、福島県が発注する「主要地方道 小野富岡線 道路維持管理業務委託」に係る設計図書の内容について、必要な事項を定める。

第2章 共通事項

(共通事項)

第2条

- 1 受注者は、この委託業務を担当する福島県県中建設事務所長（以下「所長」という。）又は所長の指定する監督員の指示に従い、受注者の責任において業務委託発注書（以下「発注書」という。）、図面及び福島県土木部発行の共通仕様書（土木工事編）（以下「仕様書」という。）によって施工すること。なお、本特記仕様書は仕様書より優先する。
- 2 受注者は、発注書、図面及び仕様書に明示されていないものでも、委託業務の性質上当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は、監督員に確認して指示を受け処理すること。
- 3 受注者は、契約の日より監督員の指示を受けられる体制を整え、直ちに委託業務ができるよう準備することとし、業務計画書を速やかに提出すること。
- 4 受注者は、一件毎に発注された委託業務が完了したときは、直ちに完了届を提出し、検査を受けること。
- 5 本委託業務は、道路維持管理業務の性質上、突発的な緊急業務に対処するため、指定工期として、休日及び祝祭日を含むものとする。
- 6 受注者は、委託業務における発生材（残土を含む）を速やかに跡片付けし、交通及び保安上の障害とならないようその都度監督員の指示する箇所に運搬し、適正に処理すること。
- 7 受注者は、委託業務実施時には必要に応じて道路保安施設、交通誘導員の配置等の安全対策を行うこと。
- 8 業務履行中に事故が発生したときは、受注者は直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに、監督員が指定する様式による「事故報告書」を提出しなければならない。
- 9 作業に伴う交通規制については、監督員と協議のこと。

第3章 主任技術者

(主任技術者)

第3条

- 1 主任技術者は業務の適切な履行を確保するため、業務担当者、作業員等を指導、監督しなければならない。
- 2 主任技術者は、監督員と密に連絡を取り、業務全体の実施計画を策定し、組合（共同企業体）各社との施工時期や人工等を調整、及び業務の状況報告、協議等を行うものとする。
- 3 主任技術者は、毎月1回監督員に業務全般に関する当該月までの作業進捗状況の報告を行うとともに、今後の業務の実施方針等に関して監督員と打合せを行うものとする。
- 4 主任技術者は、作業員が業務を実施している間は、監督員等と連絡がとれるようにしておかなければならない。

(履行する際の留意事項)

第4条

- 1 主任技術者は、本仕様書等で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。
- 2 関係者は業務の履行にあたっては、県民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことのない様にする。
- 3 発注者の監督員等及び作業員との緊急連絡に対応するため、受注者は2以上の電話回線（携帯電話を含む）を確保しておくものとする。

第4章 委託区域

(委託区域)

第5条

本業務の委託区域は次の通りとする。

- 1 道路名 主要地方道 小野富岡線
- 2 道路延長 6.6 km
- 3 道路の位置 起点 田村市滝根町広瀬地内（あぶくま高原道路の終点部）
終点 いわき市川前町小白井地内

管理事務所： 石川郡平田村大字蓬田新田字金屋27-1
福島県あぶくま高原道路管理事務所

第5章 委託業務

(委託業務)

第6条

委託業務を以下に示す。ただし、特別な指示があった場合はこの限りでない。

- 1 総価契約業務
道路清掃業務、除草業務
- 2 単価契約業務
道路維持補修業務

なお、単価契約業務のうち道路維持補修業務については、1件の委託料は300万円未満とし、緊急を要する場合（災害時）は500万円未満とする。

第6章 道路清掃・除草業務

(道路清掃)

第7条

- 1 路面清掃は、本線上の粉塵等を路面清掃車により清掃する作業とする。
- 2 側溝及び集水桝清掃は、道路に付属する側溝及び集水桝の土砂や枯草等処理する作業とする。
- 3 路面清掃の実施回数は、4月から6月の年1回を標準とし、実施時期については監督員と協議して決定するものとする。
- 4 側溝及び集水桝清掃の実施回数は、6月から10月にかけての年1回を標準とし、実施時期については監督員と協議して決定するものとする。

(除草)

第8条

- 1 除草は、路肩、法面部等の除草を行うものとする。
- 2 実施回数は、6月から10月にかけての年1回を標準とし、実施時期については監督員と協議して決定するものとする。

(貸与車両)

第9条

- 1 路面清掃に使用する路面清掃車は貸与する。
- 2 その他の業務を実施時に使用する車両等は受注者が持ち込む。

(貸与品)

第10条

作業において、次の品目については貸与または支給とするが、必要に応じ受注者が持ち込むものとする。

- 1 各種注意及び規制標識
- 2 ガードマンロボット(2基)
- 3 警告灯
- 4 回転灯
- 5 矢印板
- 6 セフティーラバーコーン
- 7 デリネーター
- 8 補修用舗装材
- 9 その他

(その他)

第11条

業務に関し本仕様書による他は、監督員の指示による。

第7章 道路維持補修業務

(作業内容)

第12条

道路補修は、突発的な事故による補修や経年の老朽化による補修等の軽微なもの(パッチング、区画線、ガードレール等)について行うものとする。補修項目については監督員と協議し、決定するものとする。

また、緊急事象等に伴う通行規制時の対応(交通誘導員配置、看板設置等)についても必要に応じ実施するものとする。

(貸与品)

第13条

道路補修作業においても、第10条に掲げた物品は貸与または支給とするが、必要に応じ受注者が持ち込むものとする。

(その他)

第14条

業務に関し本仕様書による他は、監督員の指示による。

第8章 その他

(交通管理業務及び雪氷対策業務との連携・調整)

第15条

本業務区間の交通管理業務及び雪氷対策業務については別途業務委託しているため、それらの業務との連携・調整が必要となった場合は、協力して実施すること。

(あぶくま高原道路管理業務との連携・調整)

第16条

本業務区間の起点部において、自動車専用道路の「あぶくま高原道路」と直接接続しているため、あぶくま高原道路管理業務との連携・調整を積極的に行うこと。